

◎淀川右岸水防事務組合水防条例

制 定 昭35. 4. 27 条例10

最近改正 平24. 12. 21 条例10

第1条 この組合において洪水、津波又は高潮を防御する河川（海岸を含む、以下同じ。）及び堤防延長は次のとおりとする。

1 淀川筋

(単位 メートル)

河川名	堤防区域	堤防延長
淀川	右岸 水無瀬川合流点から大阪海口に至る間	33, 398
水無瀬川	右岸 府道檜原高槻線水無瀬橋から淀川合流点に至る間	685
桧尾川	右岸 2, 720 JR東海道線から淀川合流点に至る間	5, 440
	左岸 2, 720	
芥川	右岸 女瀬川合流点から淀川合流点に至る間	4, 882
	左岸 阪急電鉄京都線から淀川合流点に至る間	
安威川	右岸 五十鈴町水利組合天役樋から神崎川合流点 に至る間	22, 175
	左岸 茨木市学園町、橋の内1丁目界から神崎川 合流点に至る間	
神崎川	右岸 11, 836 一津屋樋門から大阪海口に至る間（ただし、 組合区域内）	28, 529
	左岸 16, 693	
中島川	右岸 584 神崎川分岐点から大阪海口に至る間（ただし、 組合区域内）	2, 117
	左岸 1, 533	
西島川	右岸 1, 442 出来島水門から西島水門に至る間	2, 870
	左岸 1, 428	
左門殿川	左岸 神崎川分岐点から中島川合流点に至る間	2, 578
計	9 河川	102, 674

(昭46条例3全改、昭50条例3、平24条例10一部改正)

2 防潮筋

(単位 メートル)

河川名	堤防区域	堤防延長
大野川	右岸	230
	淀の水橋から西島川合流点に至る間	460
	左岸	230
中島町防潮堤	神崎川から中島川を結ぶ区間	977
西島町防潮堤	淀川から神崎川を結ぶ区間	800
計	3河川	2,237
合計	12河川	104,911

(昭50条例3、平17条例4一部改正)

第2条 この組合において、洪水、津波又は高潮防御区域は次のとおりとする。

1 淀川筋

(単位 メートル)

名称	河川名	堤防区域	堤防延長
島本水防区	水無瀬川 (右岸)	三島郡島本町広瀬2丁目府道樫原高槻線水無瀬橋から同郡島本町江川1丁目淀川合流点に至る間	685
	淀川	三島郡島本町江川1丁目水無瀬川合流点から同郡島本町大字高浜、高槻市界に至る間	1,824
高槻第1水防区	淀川	高槻市淀の原町、島本町から同市上牧4丁目、道鶴町1丁目界に至る間	2,038
高槻第2水防区	淀川	高槻市道鶴町1丁目、上牧4丁目界から同市前島3丁目、4丁目界に至る間	2,881
高槻第3水防区	桧尾川 (右岸)	高槻市高垣町JR東海道線から同市須賀町市道上牧今戸線演習橋に至る間	2,720
	淀川	高槻市須賀町市道上牧今戸線演習橋から同市深沢本町、大塚町2丁目界に至る間	1,371
高槻第4水防区	淀川	高槻市大塚町2丁目深沢本町界から同市番田2丁目、府道枚方茨木線鷺打橋に至る間	2,062
高槻第5水防区	芥川 (左岸)	高槻市中川町阪急電鉄京都線から同市番田2丁目、府道枚方茨木線鷺打橋(同橋を含む)に至る間	3,297
高槻第6水防区	桧尾川 (左岸)	高槻市萩之壮2丁目JR東海道線から同市前島3丁目、4丁目界に至る間	2,720

名 称	河川名	堤 防 区 域	堤防延長
芥川水防区	芥川 (右岸)	高槻市芝生町2丁目女瀬川合流点から同市唐崎北3丁目府道枚方茨木線鷺打橋(同橋を含む)に至る間	1, 585
三箇牧第1水防区	淀川	高槻市唐崎北3丁目府道枚方茨木線鷺打橋から同市三島江4丁目、柱本1丁目界に至る間	2, 545
三箇牧第2水防区	淀川	高槻市柱本1丁目、三島江4丁目界から同市柱本4丁目府道茨木寝屋川線淀川新橋に至る間	1, 262
鳥飼第1水防区	淀川	高槻市柱本4丁目府道茨木寝屋川線淀川新橋(同橋を含む)から摂津市鳥飼中1丁目摂津市五久樋に至る間	1, 504
鳥飼第2水防区	安威川 (左岸)	茨木市東野々宮町神安土地改良区味舌樋から同市宮島3丁目神安土地改良区北川伏越樋門に至る間	3, 359
鳥飼第3水防区	淀川	摂津市鳥飼中1丁目摂津市五久樋から同市和道2丁目、一津屋1丁目界に至る間	2, 600
味生水防区	淀川	摂津市一津屋1丁目、和道2丁目界から同市一津屋2丁目、一津屋樋門に至る間	1, 174
	安威川 (左岸)	茨木市宮島3丁目神安土地改良区北川樋門(同樋門を含む)から摂津市浜町、大阪市界に至る間	2, 665
	神崎川 (右岸)	摂津市一津屋2丁目、一津屋樋門から大阪市東淀川区北江口4丁目府道大阪高槻線江口橋に至る間	770
玉島第1水防区	安威川 (左岸)	茨木市学園町、橋の内1丁目界から同市東野々宮町神安土地改良区味舌樋に至る間	3, 300
	安威川 (右岸)	茨木市寺田町、五十鈴町水利組合天役樋から同市玉島2丁目、野々宮2丁目界に至る間	2, 525
玉島第2水防区	安威川 (右岸)	茨木市野々宮2丁目、玉島2丁目界から摂津市鶴野1丁目大正川合流点に至る間	3, 809
安威川水防区	安威川 (右岸)	摂津市鶴野1丁目大正川合流点から吹田市南高浜町神崎川合流点に至る間	4, 217
	神崎川 (右岸)	吹田市南高浜町安威川合流点から同市内本町3丁目府道大阪高槻京都線吹田橋に至る間	504
豊能水防区	神崎川 (右岸)	大阪市淀川区東三国3丁目、吹田市界から豊中市二葉町3丁目兵庫県尼崎市界に至る間	4, 931
東淀川第1水防区	淀川	摂津市一津屋2丁目、一津屋樋門(同樋門を含む)から大阪市東淀川区大道南2丁目、1丁目界から下流66メートルの地点に至る間	1, 662
	神崎川 (左岸)	摂津市一津屋2丁目、一津屋樋門から大阪市東淀川区南江口1丁目、小松3丁目界に至る間	750
東淀川第2水防区	淀川	大阪市東淀川区大道南1丁目、2丁目界から下流66メートルの地点から同市東淀川区東淡路1丁目JR城東貨物北線淀川橋梁に至る間	2, 793

名 称	河川名	堤 防 区 域	堤防延長
東 淀 川 第 3 水 防 区	淀 川	大阪市東淀川区東淡路1丁目JR城東貨物北線淀川橋梁（同橋梁を含む）から同市東淀川区、淀川区界に至る間	2, 3 3 3
東 淀 川 第 4 水 防 区	安 威 川 (左岸)	大阪市東淀川区井高野4丁目、摂津市界から同市東淀川区相川1丁目、神崎川合流点に至る間	2, 3 0 0
	神 崎 川 (右岸)	大阪市東淀川区北江口4丁目府道大阪高槻線江口橋（同橋を含む）から同市東淀川区相川1丁目、安威川合流点に至る間	1, 8 8 0
東 淀 川 第 5 水 防 区	神 崎 川 (左岸)	大阪市東淀川区小松3丁目、南江口1丁目界から同市東淀川区下新庄4丁目JR城東貨物北線神崎川橋梁（同橋梁を含む）に至る間	3, 5 1 0
淀 川 第 1 水 防 区	淀 川	大阪市淀川区、東淀川区界から同市淀川区十三東1丁目阪急電鉄新淀川橋梁に至る間	1, 8 5 0
淀 川 第 2 水 防 区	淀 川	大阪市淀川区十三東1丁目阪急電鉄新淀川橋梁（同橋梁を含む）から同市淀川区塚本1丁目、西淀川区界に至る間	1, 3 6 0
淀 川 第 3 水 防 区	神 崎 川 (左岸)	大阪市東淀川区下新庄4丁目JR城東貨物北線神崎川橋梁から同市淀川区西三国4丁目阪急宝塚線神崎川橋梁（同橋梁を含む）に至る間	4, 1 1 8
淀 川 第 4 水 防 区	神 崎 川 (左岸)	大阪市淀川区西三国4丁目阪急宝塚線神崎川橋梁から同市淀川区三津屋北3丁目、加島2丁目界に至る間	2, 0 0 8
淀 川 第 5 水 防 区	神 崎 川 (左岸)	大阪市淀川区加島2丁目、三津屋北3丁目界から同市淀川区加島3丁目、西淀川区界に至る間	1, 7 6 8
計		2 8 水 防 区	8 2, 6 8 0

(昭40条例16一部追加改正、昭42条例2全改、昭50条例3、昭59条例3、平元条例2、平24条例10一部改正)

2 西淀川筋（防潮筋を含む）

(単位 メートル)

名 称	河川名	防 御 区 域	堤防延長
西 淀 川 第 1 水 防 区	淀 川	大阪市西淀川区柏里1丁目、淀川区界から同市西淀川区花川2丁目一般国道2号淀川大橋に至る間	8 3 3
西 淀 川 第 2 水 防 区	淀 川	大阪市西淀川区姫里1丁目一般国道2号淀川大橋（同橋を含む）から同市西淀川区姫里1丁目阪神本線淀川橋梁に至る間	4 5 3
西 淀 川 第 3 水 防 区	神 崎 川 (左岸)	大阪市西淀川区竹島5丁目、淀川区界から同市西淀川区竹島4丁目、御幣島6丁目界に至る間	8 2 4

名 称	河 川 名	防 御 区 域	堤防延長
西 淀 川 第 4 水 防 区	神 崎 川 (左岸)	大阪市西淀川区御幣島6丁目、竹島4丁目界から同市西淀川区御幣島2丁目一般国道2号神崎大橋に至る間	1, 0 1 0
西 淀 川 第 5 水 防 区	神 崎 川 (左岸)	大阪市西淀川区千舟2丁目一般国道2号神崎大橋(同橋を含む)から同市西淀川区千舟3丁目阪神本線神崎川橋梁に至る間	5 1 3
西 淀 川 第 6 水 防 区	神 崎 川 (左岸)	大阪市西淀川区大和田3丁目阪神本線神崎川橋梁(同橋梁を含む)から同市西淀川区出来島1丁目千北橋に至る間	7 4 8
西 淀 川 第 7 水 防 区	神 崎 川 (左岸)	大阪市西淀川区出来島1丁目千北橋(同橋を含む)から同市西淀川区出来島3丁目西島川分岐点に至る間	8 7 9
	西 島 川 (左岸)	大阪市西淀川区出来島3丁目神崎川分岐点から同市西淀川区出来島3丁目西島橋に至る間	4 9 2
西 淀 川 第 8 水 防 区	西 島 川 (左岸)	大阪市西淀川区大野2丁目西島橋(同橋を含む)から同市西淀川区百島2丁目大野川合流点に至る間	9 3 6
	大 野 川 (右岸)	大阪市西淀川区百島2丁目市道淀の水橋から同市西淀川区百島2丁目西島川合流点に至る間	2 3 0
	大 野 川 (左岸)	〃	〃
西 淀 川 第 9 水 防 区	淀 川	大阪市西淀川区姫島1丁目阪神本線淀川橋梁(同橋梁を含む)から同市西淀川区姫島3丁目、福町1丁目界に至る間	1, 1 2 3
西 淀 川 第 1 0 水 防 区	淀 川	大阪市西淀川区福町1丁目、姫島3丁目界から同市西淀川区福町2丁目一般国道43号旧伝法大橋に至る間	4 3 7
西 淀 川 第 1 1 水 防 区	淀 川	大阪市西淀川区福町2丁目一般国道43号旧伝法大橋(同橋を含む)から同市西淀川区西島2丁目大阪市防潮堤接合点に至る間	1, 2 9 3
西 淀 川 第 1 2 水 防 区	神 崎 川 (右岸)	大阪市西淀川区中島1丁目中島川分岐点から同市西淀川区中島1丁目大阪市防潮堤接合点に至る間	1, 2 3 8
	中 島 川 (左岸)	大阪市西淀川区中島1丁目神崎川分岐点から下流へ236メートル	2 3 6
	中 島 町 防 潮 堤	大阪市西淀川区中島1丁目神崎川堤防接合点から400メートル	4 0 0
西 淀 川 第 1 3 水 防 区	中 島 川 (左岸)	大阪市西淀川区中島1丁目神崎川分岐点から236メートルの地点から同市西淀川区中島1丁目大阪市防潮堤接合点に至る間	1, 2 9 7
	中 島 町 防 潮 堤	大阪市西淀川区中島1丁目中島川堤防接合点から577メートル	5 7 7

名 称	河 川 名	防 御 区 域	堤防延長
西 淀 川 第 1 4 水 防 区	神 崎 川 (左岸)	大阪市西淀川西島 1 丁目出来島水門 (同水門を含む) から同市西淀川区西島 1 丁目大阪市防潮堤接合点に至 る間	5 6 5
	西 島 川 (右岸)	大阪市西淀川区西島 1 丁目神崎川分岐点から同市西淀 川区西島 1 丁目淀川合流点に至る間	1, 4 4 2
	西 島 町 防 潮 堤	大阪市西淀川区西島 1 丁目神崎川堤防接合点から同市 西淀川区西島 1 丁目淀川堤防接合点に至る間	8 0 0
西 淀 川 第 1 5 水 防 区	神 崎 川 (右岸)	大阪市西淀川区佃 1 丁目左門殿川分岐点から 9 4 5 メ ートル	9 4 5
	左 門 殿 川	大阪市西淀川区佃 1 丁目神崎川分岐点から 5 2 5 メー トル	5 2 5
西 淀 川 第 1 6 水 防 区	神 崎 川 (右岸)	大阪市西淀川区佃 1 丁目左門殿川分岐点から 9 4 5 メ ートルの地点から同市西淀川区佃 4 丁目、5 丁目界に 至る間	9 7 7
	左 門 殿 川	大阪市西淀川区佃 1 丁目神崎川分岐点から 5 2 5 メー トルの地点から同市西淀川区佃 3 丁目、4 丁目界に至 る間	6 2 3
西 淀 川 第 1 7 水 防 区	神 崎 川 (右岸)	大阪市西淀川区佃 5 丁目、4 丁目界から同市西淀川区 佃 6 丁目中島川分岐点に至る間	5 9 1
	中 島 川 (右岸)	大阪市西淀川区佃 6 丁目神崎川分岐点から同市西淀川 区佃 7 丁目左門殿川合流点に至る間	5 8 4
	左 門 殿 川	大阪市西淀川区佃 4 丁目、3 丁目界から同市西淀川区 佃 7 丁目中島川合流点に至る間	1, 4 3 0
計		1 7 水 防 区	2 2, 2 3 1
合 計		4 5 水 防 区	1 0 4, 9 1 1

(昭 4 0 条例 1 6 一部改正、昭 4 2 条例 2、昭 4 6 条例 3 全改、昭 5 0 条例 3、昭 5 4 条例 6、昭 5 9 条
例 3、平 2 4 条例 1 0 一部改正)

第 3 条 この組合において行う水防活動に必要な事項は、管理者の定める水防計画によらなければならない。

(昭 5 0 条例 3 全改)

第 4 条～第 7 条 削 除

(昭 5 0 条例 3 削除)

附 則

この条例は、公布の日から施行し、事務組合設立の日に遡って適用する。

附 則 (昭 4 0. 3. 3 1 条例 1 6)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 4 0 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (昭 4 2. 3. 2 9 条例 2)

この条例は、昭和 4 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭 4 6. 3. 2 9 条例 3)

この条例は、昭和46年5月1日から施行する。

附 則（昭50. 3. 18 条例3）

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

別 表 削除（昭50条例3削除）

附 則（昭54. 6. 29 条例6）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭59. 3. 30 条例3）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭61. 3. 26 条例2）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平元. 3. 29 条例2）

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平17. 3. 28 条例4）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平24. 12. 21 条例10）

この条例は、公布の日から施行する。